

令和 7 年度
自己点検・自己評価報告書

学校法人八木学園
愛知文化服装専門学校

令和 8 年 6 月作成

学校情報公開

■ 愛知文化服装専門学校について

本校は1936年に“限りない愛”と“豊かな知性”を基本理念に校名を“愛知”と名付け創立されて以来、常に堅実な歩みを続けてまいりました。入学資格を高校卒業以上とした学校法人組織の服飾専門学校として、常により新しいもの、より美しいものを求めて構成される高い教育内容とすぐれた設備、そして品格ある校風を築き上げてきた学生の素質のよさという点でも、文字通り、ファッション界の名門と呼ばれています。

本校は、日本ファッション界のリーダーである文化服装学院の全国でも屈指の連鎖校として指導の面では常に東京の本校と密接なつながりを保ちながら、系統的な本物志向の服装教育を行っています。

ファッションスペシャリストを育成する本校の職業教育に対し、愛知県知事より専修学校特色教育認定校に、また、「未来のファッション産業界における人材育成のための教育システム開発」の研究に対して、文部科学大臣より中部地区で最初の特定期研究推進事業協力校に指定されています。アパレルCAD、CGをいち早く導入するなど、多様化している産業界に対応した合理的なカリキュラムと指導体制を整え、服装の専門的知識技術をトータルに教授し、企業で即戦力として活躍できる少数精鋭のファッションクリエイターの育成に努めています。

■ 基本情報

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地						
愛知文化服装専門学校		昭和53年3月31日	八木 久子		〒467-0002 名古屋市瑞穂区川澄町一丁目5番地 (電話) (052) 851-1117						
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地						
学校法人 八木学園		昭和24年1月31日	八木 久子		〒467-0002 名古屋市瑞穂区川澄町一丁目5番地 (電話) (052) 851-1117						
分野	認定課程名	認定学科名	修業 年限	昼夜	専門士	全課程の修了 に必要な 総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
服飾・ 家政	専門課程	アパレル科	2年	昼	○	80単位	-	73単位	7単位	-	-
		テクニカルマスター科	1年	昼		40単位	-	36単位	4単位	-	-
		デザインマスター科	1年	昼		40単位	-	36単位	4単位	-	-
学科の目的		教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、服装の専門的知識技術をトータルに教授し、企業で即戦力として活躍できる これからのファッション産業界のリーダーとなるべき人材の育成することを目的とする。									
生徒総定員		生徒実員		専任教員数			兼任教員数		総教員数		
170人		103人		7人			8人		15人		
学期制度		■前期：4月1日～9月30日 ■後期：10月1日～3月31日			成績評価		■成績表： 有 ■成績評価の基準・方法 出席率・課題提出・定期試験等により、5段階で評価する。				
長期休み		■学年始め： 4月 1日 ■夏 季： 8月 3日～8月21日 ■冬 季： 12月21日～翌年1月12日 ■学 年 末： 3月16日～3月31日			卒業・進級 条件		出席日数が年間の出席すべき日数の3/4以上で、全ての単位 を取得していること。				
学修支援等		■クラス担任制： 有 ■個別相談・指導等の対応 長期欠席者への指導等の対応として、本人との 面談や保護者の相談に応じる。			課外活動		■課外活動の種類 学内イベントの実行委員会 等 ■サークル活動： 無				
就職等の 状況		■主な就職先、業界等 アパレル・ファッション業界 ■就職率 98%			主な学習成果 (資格・検定等)		■国家資格・検定/その他・民間検定等 パターンメイキング技術検定 ファッションビジネス能力検定 ファッション販売能力検定 ファッション色彩能力検定 洋裁技術認定資格				
当該学科の ホームページ URL		https://aichi-bunka.ac.jp/									

1. 学校の教育理念

- ① 「限りない愛」と「豊かな知性」を人材育成の理念とし、多様化している産業界に対応した合理的なカリキュラムと指導体制を整え、服装の専門的知識技術をトータルに教授し、企業で即戦力として活躍できるこれからのファッション産業界のリーダーとなるべき人材を育成するため、豊かな学習環境と教員の質の向上を目指す。
- ② 「建学の精神」「教育目標」のもと学生たちの夢と希望を叶えられるよう、時代が要請するような高度な専門性を持った即戦力となる人材育成をする。

2. 本年度に定めた重点的に取り組むことが必要な目標や計画

- ① 創立90年を迎えて、時代とともに変化する産業界の動きに対応したカリキュラムを組み、「基礎力の徹底」を第一とする教育方針でファッションプロフェッショナルとして通用する知識・技術を備えた人材を育成する。
- ② 服飾・ファッション教育の伝統校として、全学科教育内容
インターンシップによる企業実習、外部講師による講義など、業界研究を行い、より実践的な教育を実施する。また、業界関連セミナーへの参加も呼びかける。
地域貢献活動、アップサイクルプロジェクト参加など、企業コラボレーションにも積極的に参加する。
- ③ 全国各地で開催されるファッションコンテストへ学生たちを積極的に挑戦させる。
- ④ 各種検定資格の合格率向上のため指導強化に努める。
- ⑤ 学生の適性にあった就職を実現させるため、全教職員がきめ細やかに指導し、学生をサポートする。
- ⑥ 教員の質向上のため、各自の研鑽をうながし、業界関連セミナー等の研修会に参加させ教育の質向上に努める。

3. 評価項目の達成及び取組状況

- 評価基準 3「基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている」
 2「概ね基準を満たしている」
 1「基準を満たしておらず改善が必要」

項目1 教育理念・目的・目標

評価点

教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	2.2
-----------------	--	-----

項目2 教育課程、教育の実施、学修成果

1. 教育課程の編成と授業科目	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	2.5
2. 教育の実施	授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	2.5
3. 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	2.5
4. 学修成果目標の達成状況	①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 ②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	2.3

項目3 学生の受入れ、学生支援

1. 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。 ②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。	2.7
2. 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	2.2
3. 多様な学生に対する支援	適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	2.3
4. 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。 ②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。 ③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。 ④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。 ⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	2

項目4 教育実施組織・教員

1. 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。 ②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	2
2. 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。 ②教員間で連携、協力体制を構築していること。	2.3
3. 教員の資質の向上	学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	2.2

項目5 教育環境

1. 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。 ②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。 ③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。	2.3
2. 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。 ②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	2.7
3. 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。 ②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	2.7

項目6 教育活動の基盤と改善・向上の取組

1. 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。 ②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	2.2
2. 学校運営	学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	2.2
3. 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。 ②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。 ③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	2.5
4. 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。 ②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	2.7